

「制度課題ワーキンググループ」の設置について（案）

令和元年8月6日
総合科学技術・イノベーション会議
基本計画専門調査会

1. 趣旨

基本計画専門調査会の下に「制度課題ワーキンググループ」を設置する。

2. 調査・検討事項

第6期科学技術基本計画策定に向け、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築等のための制度的課題及びそれに附随する事項に関し調査・検討等を行う。

3. 公開

原則として公開する。ただし、座長が会議を公開しないことが適当であるとしたときは、この限りではない。

4. ワーキンググループの庶務

政策統括官（科学技術・イノベーション担当）において処理する。

当面の検討課題

➤ 人文科学を含めた科学技術イノベーション創出の在り方

- ◆ 「世界で最もイノベーションに適した国」に向けた取組の更なる強化が必要
- ◆ 昨年改正された「科技イノベ活性化法」にて、人文科学を含めた科学技術・イノベーション活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、検討を行うことが政府の課題に
- ◆ 次期科技基本計画(2021.4～)策定に向け、人文科学を含めた科学技術・イノベーション活性化の在り方について検討を行い、必要に応じ、科学技術基本法(※)の基本理念等を再整理

※現行の基本法にはイノベーションの概念がなく、また、対象とする科学技術から「人文科学のみ」に係るものは除外されている。
なお、同法の「人文科学」は社会科学を含む概念と解されている。

➤ 大学・国研と企業との大型共同研究等を活性化するための新たな方策

- ◆ 本年5月のCSTI本会議にて総理より、「多様な産学連携が可能となるよう、大学・国立研究開発法人による共同研究機能の外部化を可能とする仕組み」について年内を目途に検討する旨発言あり
- ◆ 大学・国研と企業との大型共同研究等を活性化するため、大学・国研の共同研究機能等の外部化を可能とする新たな仕組み(外部化法人制度(仮称))等について既存制度の精査も行いつつ検討

➤ その他

スケジュール (想定)

2019年	8月23日	11～12月頃	2020年～
	第1回	…月1回程度開催予定…	その他の制度的課題について議論
		中間とりまとめ →専門調査会へ報告	

科学技術基本法の概要

科学技術の振興を我が国の最重要課題の一つとして位置付け、科学技術の振興を強力に推進し、**「科学技術創造立国」を実現**するため、議員立法により全会一致で可決成立。平成7年11月公布、施行。

○科学技術振興のための方針

- ・研究者等の創造性の発揮
- ・基礎研究、応用研究及び開発研究の調和ある発展に配慮
- ・科学技術と人間、社会及び自然との調和 等

○科学技術基本計画

- ・政府において、総合科学技術・イノベーション会議の議論を経て作成

○年次報告

- ・政府は、毎年、国会に「科学技術の振興に関する年次報告」（科学技術白書）を提出

○国が講ずべき施策

- ・広範な分野における多様な研究開発の均衡の取れた推進
- ・研究者の確保、養成及び資質の向上
- ・研究施設等の整備
- ・研究開発にかかる情報化の促進
- ・研究開発の成果の公開、情報の提供等
- ・国際的な交流の推進
- ・科学技術に関する学習の振興、啓発及び知識の普及 等

◆科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）（抄）

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針
- 二 研究施設及び研究設備（以下「研究施設等」という。）の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

科学技術基本法の見直しに向けた動き

◆科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

科学技術・イノベーション創出の活性化のためには、人文科学を含むあらゆる分野の参画が重要という観点から追加
(人文科学を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化に関する検討)

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◆統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日閣議決定)

科学技術イノベーションの国家における位置付けの変化を念頭に、次期基本計画策定にあたっては、第5期基本計画のレビューを行うとともに、国民全体を巻き込んだ幅広い議論を誘発し、世界における我が国の立ち位置を再検討し、あるべき将来像からバックキャストしつつ、経済社会産業構造や地域活性化、人材育成、人文・社会科学を含め議論を行う。必要に応じ、科学技術基本法の見直しも含め、科学技術の基本的理念について抜本的に再検討を行う。

(参考) 閣議決定文書等における外部化法人制度(仮称)に関する取扱い

◆統合イノベーション戦略2019[令和元年6月21日閣議決定]

第Ⅱ部

第2章 知の創造

(1) 大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出

② 目標達成に向けた施策・対応策

＜ボーダレスな挑戦(国際化、大型産学連携)＞

《共同研究機能の強化》

大学・国研と企業との大型共同研究等を活性化するため、大学・国研の共同研究機能等の外部化を可能とする新たな仕組みの必要性について2019年中に検討を行う。

◆経済財政運営と改革の基本方針2019[令和元年6月21日閣議決定]

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(2) 科学技術・イノベーションと投資の推進

① 科学技術・イノベーションの推進

大型研究の集中的マネジメント体制の構築や**共同研究機能の外部化など産学共同研究を活性化する新たな仕組みの必要性の検討**や、産学連携を通じた人材の多面的な活用、ギャップファンドの活用を含めたスタートアップ・エコシステムの構築、当事者の意識の改革等により、オープン・イノベーションを推進する。

◆成長戦略フォローアップ[令和元年6月21日閣議決定]

I. Society 5.0の実現

8. Society 5.0実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進

ア) 産学官融合に向けた取組

大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、2019年中に検討する。

◆知的財産推進計画2019[令和元年6月21日知的財産戦略本部決定]

3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する

(2) 当面の施策の重点

① オープンイノベーションの促進

(施策の方向性)

大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、今年中に検討する。